

令和2年（2020年）8月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会会議録

8月21日（金）

午前10時05分 開会

午後0時23分 閉会

(午前10時05分 開会)

○議長(比嘉武宏)

これより令和2年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(比嘉武宏)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

○議長(比嘉武宏)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において6番、瀬長恒雄議員、7番、大城勝議員を指名いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月21日の1日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、会期は8月21日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付いたしました議事日程表のとおりであります。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

1番、箕底用一議員、2番、下地信弘議員、9番、上盛政秀議員、16番、赤嶺秀徳議員、21番、儀間勉議員から、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、本島、離島間の移動自粛のため、本日は欠席する旨の届け出がありました。

10番、石嶺邦雄議員より欠席する旨届け出がありました。

13番、仲宗根誠議員よりは、遅れる旨の連絡がありました。

次に、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、令和2年7月31日の議会運営委員会で決定さ

れ、同日、全員協議会において申し合わせをしております。

本日の会議においても、感染症対策について、議員及び出席者の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、7月31日付で、沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

併せて、令和元年度一般会計及び特別会計の主要施策の成果の説明も執行部より提出されております。議案書の113ページより添付しておりますので、お目通しをお願いします。

また、監査委員より、「令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合定例監査結果報告書」及び令和元年12月分から令和2年5月分までの「例月現金出納検査結果報告」、「沖縄県後期高齢者医療広域連合監査基準」が提出されております。議案書の161ページより写しを添付していますので、後ほど御覧ください。そして御確認ください。

また、議会運営委員長より、議会運営委員会の継続中の継続審査の申出書が提出されておりますので、後刻、議題といたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

おはようございます。

それでは、令和2年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

前回の議会が今年2月7日に開催されておりますので、その日以降、今日までの高齢者医療行政につきまして、概要を御報告申し上げます。

まず、平成29年2月定例会で、議案提出し可決されました、「診療報酬返還等請求、訴えの提起」につきましては、那覇地方裁判所において、当方の主張が全面的に認められましたが、相手側が判決を不服として、平成31年1月25日に控訴しておりました。

その後、福岡高裁那覇支部において和解調整が進められ、令和2年3月5日に和解が成立をいた

しました。不正請求及び不当請求額については全額、加算金につきましては10%、総額にすると508万6,654円を、相手側が当広域連合へ支払うことが決定いたしました。

次に、4月1日に定期人事異動がございまして、構成市町村から10名の新規職員を迎え入れております。

なお、今年度より、新たに1名の職員派遣を受け、28名の職員体制でスタートしております。

次に、5月19日に、福岡県飯塚市で開催を予定しておりました春季九州後期高齢者医療広域連合長会議が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う諸情勢に鑑み中止となりましたが、九州地区から厚生労働大臣への要望事項については、書面により議決をされました。

次に、6月3日に全国後期高齢者医療広域連合長会議が、東京都で開催を予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う諸情勢に鑑み中止となりました。予定しておりました議決事項につきましても、書面評決による議決となりました。

その中で、九州地区をはじめ、全国各地の協議会から出された厚生労働大臣への要望事項は、制度の運営体制について、保険料の軽減特例について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、窓口負担の在り方についてなど8項目についてとりまとめ、今年度は書面により、令和2年8月6日に、全国広域連合協議会から厚生労働大臣宛てに要望書が送付されました。

最後に、令和元年度の決算状況についてであります。保険料の収納率につきましては、令和元年度は99.08%となっております。

医療費総額としては、平均被保険者数が1.46%増加したことなどにより平成30年度と比較し、約40億4,000万円伸びております。高齢者の1人当たりの医療費は、1.23%の増加となりました。

このような状況ではありますが、令和元年度特別会計の実質収支は、前年度に引き続き黒字を確保しております。

今後も、後期高齢者医療制度の安定的な運営のために努力をしてまいりたいと思っております。

本日の定例会には、承認1件、条例1件、認定2件、補正予算2件、合計6件の議案を提出して

おります。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、行政報告といたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和2年8月21日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

ハイサイ、おはようございます。事務局長の上原です。よろしくお願ひいたします。

承認第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。条例改正の理由でございます。

令和2年3月10日、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課事務連絡により、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について通知があり、条例改正す

るものでございます。

専決処分 の理由でござ います が、 県内市町村に おける 議会定例会が 6 月に開催されるため、 当広域連合議会 の招集が困難となっており、 議会 の議決すべき事件について特に急を要し、 議会を招集する時間的余裕がないため、 地方自治法179条第1項の規定により、 専決処分を行ったものでござい ます。

議案書の5ページをお開きください。

今回の条例改正は、 附則第4条の次に附則第5条、 第6条、 第7条を追加するものでござい ます。

改正の概要です。

附則第5条で、 傷病手当金の給付を受ける対象、 給付期間、 給付額の計算式等について規定をして おります。

給付を受ける対象者は、 給与等の支払いを受けている被保険者で、 新型コロナウイルス感染症に感染し、 または当該感染症の感染が疑われ、 療養のため労務に服することができな くと なる とき となります。

支給期間は、 労務に服することができなくなった日から起算し、 3日を経過した日から労務に服することができな い期間のうち労務に就くことを 予定していた日について傷病手当金を支給 します。

第2項で、 傷病手当金の額は、 1日につき直近の継続した3か月間の給与等の合計額を就労日数で除した金額の3分の2相当額として おります。

次に、 議案書の6ページをお開きください。

第3項で、 支給期間は、 支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとして おります。

附則第6条と第7条につきましては、 傷病手当金の支給に関して、 給与等の全部または一部を受け取ることができた場合の支給額の調整について規定をしたものでござい ます。

説明は以上です。

御審議のほどよろしくお願 い申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

ただいま、 連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許 します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、 これをもって質疑を終 結いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、 日程第6、 議案第10号、 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といた します。 提案者の説明を求め ます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第10号、 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案 する。

令和2年8月21日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

令和元年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の住居手当を改定したため、 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する 必要 があります。

なお、 詳細につきましては、 事務局より説明させていただきますので、 御審議のほどよろしくお願 いを申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

それでは、 議案第10号、 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について、 御説明いたします。

議案書の15ページ、 新旧対照表をお開き ください。

今回の条例改正は、 令和元年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告を受けて、 住居手当を改正する ものです。

改正の内容です。

条例第16条1項で、 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を月額1万2,000円から月額1万6,000円に4,000円引き上げ、 同条2項で住居手当支給額を算定する上での家賃基準額及び家賃基準額から控除する金額を2万3,000円から2万7,000

円へ4,000円引き上げております。

議案書のページが15、16ページにまたがっておりますが、第2号1号イの内容としまして、家賃基準額から控除金額を控除した後の金額の2分の1の上限額を1万6,000円から1万7,000円に1,000円引き上げ、住居手当の支給上限額につきましては2万7,000円から2万8,000円へ1,000円引き上げる改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第7、認定第1号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

認定第1号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和2年8月21日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては事務局から説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

それでは、認定第1号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定に

ついて御説明いたします。

議案書とは別に、別紙で、決算の概要をまとめた別紙2参考資料を配付しております。予算科目の説明と前年度決算額との比較資料になっておりますので、決算書と併せて御参照ください。

それでは、議案書の20ページ、21ページをお開きください。

決算総括における収支実績です。

収入済額2億9,957万6,867円に対し、支出済額は2億6,356万839円です。収入済額から支出済額を差し引いた残額は3,601万6,028円となっております。

初めに、収入について事項別明細書で説明をいたします。

30ページ、31ページをお開きください。

款ごとの収入済額について説明をしていきます。参考資料は1ページ目となっております。

第1款 分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金となっております。

収入済額は2億6,800万円です。

第2款 国庫支出金は、費目存置で収入はございません。

同じく第3款 県支出金も、費目存置で収入はございません。

第4款 財産収入は、収入済額2万円となっております。これは公用車の処分による売払収入です。

第5款 繰越金は、平成30年度の決算収支残高の剰余金額を計上しております。

収入済額は3,155万1,575円です。

第6款 諸収入は、預金利子と雑入でございます。

収入済額は5,292円となっております。

次に、32ページ、33ページをお開きください。

歳入合計です。収入済額2億9,957万6,867円です。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

36ページ、37ページの事項別明細書をお開きください。

こちらのほうも款ごとの支出済額、不用額について説明をいたします。別紙2参考資料は2ペー

ジ目となっております。

第1款 議会費は、支出済額が225万3,670円です。

不用額は103万4,330円で、不用額の主なものは第9節旅費の60万160円と、13節委託料の33万2,620円でございます。

第2款 総務費は、支出済額は2億6,130万7,169円です。

不用額は3,387万9,831円で、主な不用額は第2節の給料914万373円と、第3節の職員手当1,231万4,087円、第4節の共済費603万7,982円でございます。

次に、42ページ、43ページをお開きください。

第3款 公債費は、費目存置で支出はございません。

第4款 予備費は、予算現額の計が109万円で、予備費充用額が100万円となっております。これは第2款1項1目の例規整備委託料へ予備費充用しております。

次に、44ページ、45ページをお開きください。

歳出の合計です。

支出済額2億6,356万839円となっております。

その他、付属調書といたしまして、48ページに実質収支に関する調書、49ページに財産に関する調書を掲載しております。

また、99ページより監査委員による決算審査意見書と、113ページより主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第8、認定第2号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳

出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

認定第2号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和2年8月21日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

それでは、認定第2号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

別紙といたしまして、決算の概要をまとめております。別紙2参考資料では3ページ以降となりますので、決算書と併せて御参照ください。

それでは、議案書の54ページ、55ページをお開きください。

決算総括における収支実績です。

収入済額が1,508億6,073万6,322円で、支出済額は1,468億5,179万3,326円です。

収入済額と支出済額の比較は40億894万2,996円となります。

次に、歳入について事項別明細書で説明をしていきます。64ページ、65ページをお開きください。

款ごとの収入済額、それと不納欠損額等について説明をいたします。

第1款 市町村支出金は、市町村から拠出された事務費、保険料、療養給付費に係る負担金で、収入済額は253億146万4,091円です。

不納欠損額は保険料等負担金1,264万88円で、主に生活困窮及び被保険者死亡などの事由によるものでございます。

収入未済額は2億5,421万1,088円で、収入未済

額の内訳は、保険料市町村負担金が2億472万3,723円、滞納繰越分保険料は4,948万7,365円です。備考欄の還付未済額についてです。

保険料市町村負担金が2,519万3,403円、滞納繰越分保険料は25万2,155円となっております。

第2款 国庫支出金は、収入済額が467億6,412万7,379円です。

内訳は、第1項の国庫負担金が349億8,896万1,140円で、第2項の国庫補助金が117億7,516万6,239円でございます。

次に、66ページ、67ページをお開きください。

第3款 県支出金は、第1項 県負担金の収入済額が117億2,703万1,130円です。

第2項 財政安定化基金交付金については費目存置としております。

第4款 支払基金交付金は、国保や被用者保険などの現役世代が加入する医療保険からの支援金で、収入済額は602億1,679万円でございます。

次に、68ページ、69ページをお開きください。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療費が発生した場合、発生分に応じて国民健康保険中央会より交付されるもので、収入済額は4,664万2,189円でございます。

第6款 財産収入は、保険給付費等準備基金の決算及び定期利息で、収入済額は25万3,551円です。

第7款 寄附金は、費目存置で収入はございません。

第8款繰入金は、保険給付費等準備基金からの繰入金で、収入済額は20億5,119万7,000円となっております。

第9款繰越金は、平成30年度の収支差引残高を計上したもので、収入済額は45億5,238万3,258円でございます。

第10款諸収入は、被保険者からの延滞金や返納金並びに第三者納付金及び預金利息等で、収入済額2億84万7,724円となっております。

不納欠損額は、返納金の29万1,396円で、収入未済額は6,477万2,214円となっております。

収入未済額の内訳は、第三者納付金の5,097万4,627円と返納金の1,379万7,587円でございます。

次に、72ページ、73ページをお開きください。

特別会計の歳入合計でございます。

収入済額は1,508億6,073万6,322円で、収入未済額につきましては計3億1,898万3,302円となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

76ページ、77ページの事項別明細をお開きください。

款ごとの支出済額、不用額について説明をしていきます。参考資料は5ページ以降となっております。

第1款 総務費は、支出済額5億9,494万9,661円です。

不用額は3,931万4,339円で、主な不用額は委託料の2,617万2,044円と、役務費の371万7,315円でございます。

次に、82ページ、83ページをお開きください。

第2款 保険給付費は、保健医療機関等への療養給付費及び被保険者への高額療養給付費等でございます。

支出済額は1,415億8,093万6,998円で、不用額は31億5,983万8,002円となっております。

主な不用額は、療養給付費で20億6,568万9,069円でございます。

次に、84ページ、85ページをお開きください。

第3款 県財政安定化基金拠出金。これは保険料収納率が予定していたよりも著しく低くなった場合や、想定以上に給付費が膨らんだことで生じる財源不足を補うもので、県に設置された基金への拠出金で、今回は費目存置となっております。

次に、86ページ、87ページをお開きください。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金は、支出済額が6,084万9,500円です。

不用額は917万4,500円となっております。

第5款 保健事業費は、被保険者の健康審査及び健康増進事業などに要した経費となっております。

支出済額が4億754万483円です。

不用額は8,497万4,517円です。主な不用額としては、委託料の7,183万4,320円でございます。

次に、90ページ、91ページをお開きください。

第6款 基金積立金は、保険給付費等準備基金への積立金でございます。

支出済額が15億25万3,551円です。前年度の決算

剰余金を受入れ、償還金を除いた額の2分の1以上を積み立てております。

第7款 公債費については、費目存置で支出はありません。

第8款 諸支出金は、国・県や市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金などとなっております。

支出済額が27億726万3,133円でございます。

不用額は3,417万4,867円となっております。

次に、92ページ、93ページをお開きください。

第9款 予備費は、予算現額の計が3億2,285万1,000円で、予備費充用額は3万円です。内容としましては、総務一般管理費への弁護士報酬でございます。

歳出決算合計ですが、支出済額は1,468億5,179万3,326円でございます。翌年度繰越金はございません。

その他付属調書としまして、96ページに実質収支に関する調書、それと97ページに財産に関する調書を掲載しております。98ページには、基金の運用状況に関する調書を添付しております。

99ページ以降につきましては、監査委員の決算審査意見書、そして113ページ以降に主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第9、議案第11号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第11号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,601万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,103万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月21日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

それでは、議案第11号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について説明いたします。

議案書の122ページ、123ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。ページの下の合計欄を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出合計欄の補正前の額2億7,501万5,000円に補正額3,601万6,000円を追加し、計3億1,103万1,000円とするものでございます。

[補正前の額について、会期中、修正の申し出により、合計2億7,501万7,000円から修正。]

歳入について、事項別明細書で説明いたします。

130ページ、131ページをお開きください。

第5款 繰越金、1項1目 繰越金の1,000円に補正額3,601万6,000円を増額し、合計3,601万7,000円とします。

こちらは一般会計歳入歳出決算認定の中で説明をいたしました、歳入歳出差引額を前年度繰越金として令和2年度に増額補正をするものでございます。次に、132ページ、133ページをお開きください。

歳出について説明をします。

第2款 総務費、1項1目 一般管理費2億6,852万9,000円に3,601万6,000円を増額し、補正後の額を3億454万5,000円といたします。

こちらの補正額3,601万6,000円につきましては、前年度繰越金が構成市町村からの負担金であることから、負担割合に応じて構成市町村へ償還金として支出するための補正でございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

すみません。先ほど説明の中で、議案書の122ページ、123ページのところで、歳入歳出合計欄の補正額の額を2億7,501万5,000円のところを7,000円というふうに説明しておりましたので、正しくは2億7,501万5,000円でございます。訂正いたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま上原事務局長より訂正の説明がありました。

これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第10、議案第12号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第12号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別

会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41億3,886万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,495億1,218万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月21日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

それでは、議案第12号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

議案書の138ページ、139ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

ページの下合計欄、今回の補正は歳入歳出ともに補正前の額1,453億7,331万8,000円に41億3,886万3,000円を追加し、合計1,495億1,218万1,000円とするものでございます。

歳入について、事項別明細書で説明をいたします。

146ページ、147ページをお開きください。

第1款 市町村支出金1項3目 療養給付費負担金に補正額7,785万1,000円を増額し、合計111億1,600万8,000円といたします。こちらは令和元年度の医療費の実績に基づき、追加での負担を求めらるものでございます。

第2款 国庫支出金、1項2目 高額療養費負担金に2,206万3,000円を増額し、8億5,857万1,000円といたします。こちらは、令和元年度高額療養費国庫負担金の精算に伴う過年度分でございます。

同じく、第2款の2項1目調整交付金に217万

4,000円を増額し、108億3,152万7,000円といたします。こちらは新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の追加分となっております。

第3款 県支出金、1項1目 療養給付費負担金に577万1,000円を増額し、109億8,311万3,000円といたします。こちらは令和元年度医療費給付費負担金の精算に伴う追加分となっております。

同じく、第3款1項2目 高額医療費負担金に2,206万3,000円を増額し、8億5,857万1,000円といたします。こちらは令和元年度高額療養費国庫負担金の精算に伴う過年度分でございます。

第9款 繰越金に40億894万1,000円を増額し、40億894万2,000円といたします。こちらは令和元年度特別会計の決算により生じた歳入歳出差引額を前年度繰越金として増額補正するものでございます。

次に、148ページ、149ページをお開きください。

歳出について説明します。

第1款 総務費、1項 総務管理費1目の一般管理費に3,675万3,000円を増額し、5億9,910万1,000円といたします。こちらは令和元年度市町村共通経費の精算による償還金が主な内容となっております。

次に、150ページ、151ページをお開きください。

第2款 保険給付費、3項 その他医療給付費2目のその他医療給付費に217万4,000円を増額し、8億2,633万5,000円といたします。こちらの増額分は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金となっております。

152ページ、153ページをお開きください。

第5款 保健事業費1項健康保持増進事業費1目健康診査費に304万7,000円を増額し、4億6,986万4,000円といたします。こちらは長寿健診受診券作成に係る印刷データ作成委託料となっております。

次に、154ページ、155ページをお開きください。

第6款1項1目 保険給付費等準備基金積立金に15億円を増額し、15億25万5,000円といたします。こちらは前年度繰越金のうち、国・県、市町村及び支払基金へ精算金を償還した残額について、2分の1以上を基金に積み立てることとなっているため、保険給付費等準備基金へ積み立てるもので

ございます。

次に、156ページ、157ページをお開きください。

第8款 諸支出金、1項2目 償還金23億2,313万6,000円を増額し、23億2,313万8,000円といたします。こちらは国・県、市町村及び支払基金への精算による償還金でございます。

次に、158ページ、159ページをお開きください。

第9款 予備費に2億7,375万3,000円を増額し、2億7,680万6,000円といたします。こちらは前年度繰越金から精算による償還を行い、その残額2分の1以上を基金へ積み、残った部分を予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、予備費として計上するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

休憩いたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○議長(比嘉武宏)

では、再開いたします。

続きまして、日程第11、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

玉城義彦議員、登壇願います。

○玉城義彦議員

皆さん、こんにちは。

それでは、通告書に従って質問していきたいのですが、その前に、先日の豪雨によってお亡くなりになった方、そしてコロナ感染症でお亡くなり

になった方の御冥福をお祈り申し上げます。

また、両災害で被害あるいは感染になった方々の皆様にはお見舞いを申し上げます。

そして、それぞれの現場で復旧や感染症予防に常に尽力されている現場の関係者、医療従事者の皆様には、この場を借りて感謝申し上げます。

それでは、質問通告書を読み上げて質問に代えたいと思います。

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について。

(1) この事業は、令和6年度までに全国の市町村で実施との目標になっている。現在取り組んでいる市町村は那覇市、南城市、南風原町に留まっている。

令和2年度、事業を見送った市町村の主な理由は何かを質問します。

(2) 令和2年度に入り、医療専門職等の対象職種が拡大された。市町村への周知はどうか質問いたします。これは、下記の省令に基づいて質問しております。

これは、厚生労働省の保険局高齢者医療の0327第2号、令和2年3月27日に発行されたもので、「後期高齢者医療の調整交付金の変更額の算定に関する省令第6条第9号に関する交付基準について」から、その抜粋として「通いの場等への積極的な関与や個別訪問等の支援を行う医療専門職（地域を担当する医療専門職）市町村及び広域連合からの要望を踏まえ、総合的な取組を実施できるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を明記した。

(3) 令和6年度、全市町村の実施に向け、どのように働きかけるのかを質問します。

以上の3点についてよろしくお願いたします。再質問は自席のほうで実施します。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

おはようございます。事業課長の大城です。

それでは玉城議員の御質問、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について順次お答えいたします。

(1) の令和2年度、事業を見送った市町村の主な

理由についてです。

今年度、当事業を実施しているのは2市1町となっております。

今年度、実施を見送った理由として、厚生労働省の通知から実施に至るまでの準備が整わなかったこと、市町村の国保担当、健康づくり担当、介護担当部局との連携に時間を要すること、事業に従事する医療専門職の配置に関し、保健師等人材確保が厳しいことなどが要因と考えています。

続きまして、(2) 令和2年度に医療専門職の対象職種が拡大された。市町村への周知状況についてです。

令和2年3月27日付、「後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第9号に関する交付基準」の発出により、医療専門職の職種に看護師や作業療法士、理学療法士等が加えられ、市町村において人員確保の幅が広がりました。

厚生労働省から発せられた通知等については、市町村担当課に対し速やかに情報提供を行っております。

また、実施内容の詳細や新たな情報については、研修会など様々な機会を通し、周知を図っております。

(3) の令和6年度、全市町村の実施に向け、どのように働きかけるのかについてです。

県内市町村の実施時期に関するアンケート調査では、23市町村が令和5年度までに実施を開始したいとの意向を示しておりますが、18市町村については現時点で未定となっております。

当広域連合では、今年度実施している自治体の事例について情報共有するとともに、実施における課題の整理、把握に努め、県内全市町村実施へ向けた取組を進めてまいります。

○議長(比嘉武宏)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

答弁どうもありがとうございます。

それでは、今回、自分はこの1件についてですので、ちょっと深めていきたいと思うのですけれども、(1) のなぜ取り組めなかったかという理由のほうで、厚労省からの取組、あるいは連携、そういったものが少し遅かったということももちろん

ございました。

しかし、現場として実際やっていくには、それを受け取った後に実施するための人員を集めないといけないというところが、やっぱり大きな問題になっていると思うのですね。

特に今回、令和元年度における事業をなされたときには「保健師等」というところで、職員は多分2つのパターンで採らないといけないと思うのですけれども、専従で常勤の保健師等という扱いと、それから通いの場。今回、令和2年度は通いの場の人員が増えたのですけれども、一番この事業の柱となる常勤で、専従で置いている保健師等というところがやはり一番大きな課題になっているのではないかなと思うのですね。

その文書の人員要件の中には「保健師等」というふうな形で明記されていますが、その部分についての厚労省の解釈というか、その辺についてはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

玉城議員の再質問にお答えいたします。

厚生労働省の専属での医療専門職のほうは、今「保健師等」ということではあるのですけれども、こちらのほうでは保健師を定義して配置していただきたいというふうに考えております。

○議長(比嘉武宏)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

多分、令和2年度の改定された中でも、まだ保健師等というところで厚労省は、それ以外の保健師等とありますけれども、もしやるとすれば多分医師だとか、そういうところの解釈になっているのだらうと思います。

しかし、実際に今回見送った市町村、これは沖縄だけではなくて全国的にもそうなのですけれども、やはりこの保健師の確保が難しい上に、さらに通いの場での医療従事者の確保もどちらも難しい状況だと思うのですよね。

それで、今年度から始まって令和6年度までにその事業を全国で、全市町村でということになっているので、どうしてもこの資格者要件をもう少

し幅広くするか、もしくは市町村単独ではなくてもう少し広域でやるとか、あるいはそれを実施するために県の保健師を派遣するとか、そういったようなことを今のうちから計画されているのかどうなのか。その辺についての考えをお聞かせください。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

玉城議員の再質問にお答えいたします。

現在のところ当広域連合としましては、この保健師等の範囲を広げる等、検討はまだしておりません。

ただ、先ほど厚労省への要望の中でも、この要件緩和については、そのうちに含んだ形で要請していると思っておりますので、今後この要件のほうの緩和については、厚労省のほうから何かしら出てくるのかなというふうには考えておりますけれども、それと、県のほうと協議して、県のほうから派遣いただくということも、まだ実際にはこちらのほうは予定しておりません。

○議長(比嘉武宏)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

どうしてもこの事業を達成するには、保健師を確保するか、もしくは人員要件、資格者要件を少し緩和するかの多分2つしかないと思うのですよね。

先ほども話したように、人数がどうしても確保できないのであれば、例えば3つの町が一つになって実施するとか、そういうような実施要件も少し要望を入れていただくと、実施可能な町村が増えてくるのではないかと考えていますので、もし今年度、次年度に向けた要請を厚生労働省のほうにやるのであれば、ぜひ盛り込んでいただきたいなというふうにして思います。

そして、あとは通いの場への医療専門職ですね。これ今年度から拡大されましたけれども、関連職種の団体、例えば医師会、それから看護協会、医学療法士協会等への協力願いだとか、そういうことは実施されたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えをいたします。

現場での医療専門職等の各団体への要請のほうは行っておりません。

○議長(比嘉武宏)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員。

市町村がこの医療専門職を単独で探すというのは、やはり大変だと思うのですね。広域で我々もやっているわけですから、広域連合としてそういう拡張された資格団体へ協力とか、それからそういう人員を派遣できるような体制づくりができていないのか、そういったところもぜひ盛り込んでいただければ、もう少し市町村の負担を減らすことができるのではないかなというふうにして思いますので、要望で終了したいと思いますが、先ほどの保健師等の人員要件と、それから、この各医療団体へのそういう協力願い、そういう旨を市町村のほうにやりましたと、それをもってぜひ当たってみてくださいというような、そういったことをぜひ執行部の皆さんにはお願いして、質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(比嘉武宏)

これをもって、玉城義彦議員の一般質問を終わります。

次に、瀬長恒雄議員の一般質問を許します。

瀬長恒雄議員、御登壇お願いします。

○瀬長恒雄議員

皆さん、こんにちは。豊見城市の瀬長です。よろしくをお願いします。

では、通告要旨に従いまして質問を行いたいと思います。

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について。

(1) 具体的な事業内容を伺います。

(2) 令和3年度以降の実施を予定している自治体数と協議の進捗状況について伺います。

2. 保険料について。

(1) 所得割率の引き上げによる影響(影響を受ける人数、金額等)について質問します。

(2) 保険料滞納者に対する対応について質問いたします。

①短期証の発行状況をお伺いします。

②短期証を発行せずに1年間有効の被保険者証を発行し、納付相談は個別に対応すべきだと考えますが、広域連合の見解を伺います。

③差し押さえの状況について質問をいたします。

3. 令和元年度の特別会計歳出決算について。

(1) 1款1項1目一般管理費の13節委託料について質問をいたします。

①どのような内容の業務を委託しているのか伺います。

②委託契約はどのような入札方法でなされているかお伺いをいたします。

よろしくをお願いします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

瀬長議員の御質問、1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、順次お答えします。

(1)の具体的な事業内容について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、市町村が取り組む内容として、KDBシステムでの地域の健康課題の分析や、支援すべき対象者を把握し、高齢者に対する個別的支援及び通いの場等への積極的な関与等を実施するものです。

高齢者に対する個別的支援につきましては、1つ目に低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防の取組、2つ目に重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組、3つ目に健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続の3つの取組から1つ以上選択し実施するもので、支援すべき対象者への訪問指導等が挙げられます。

通いの場等への積極的な関与等につきましては、通いの場等においてフレイル状態にある高齢者を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた支援を行うとともに、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨を行うものです。

続きまして、(2)令和3年度以降の実施を予定している自治体数と協議の進捗状況についてです。

県内市町村の実施時期に関するアンケート調査では、令和3年度以降に23市町村が実施したいとの意向を示しておりますが、18市町村は現時点で未定となっています。

広域連合では、今年度実施している自治体の事例について情報共有するとともに、実施における課題の整理、把握に努め、市町村実施へ向けた取り組みを進めてまいります。

○議長(比嘉武宏)

粟國綱志管理課長。

○管理課長(粟國綱志)

こんにちは。管理課長の粟國です。よろしくお願いいたします。

瀬長議員の質問事項2、保険料についての(1)所得割率の引き上げによる影響についてお答えいたします。

所得割率の引き上げによる影響を受ける人数と金額についてですが、1人当たりの保険料といたしまして、年間965円の保険料の負担増となっております。

対象人数につきましては約5万人となっております、影響総額は約5,000万円となっております。

次に、(2)の保険料滞納者に対する対応についての①から②まで一括してお答えいたします。

短期被保険者証の発行状況につきましては、交付人数は225人となっております。

有効期限の内訳につきましては、1か月未満が1人、1か月から2か月未満が64人、2か月から3か月未満が81人、3か月から4か月未満が74人、4か月から5か月未満が1人、5か月から6か月未満が1人、6か月以上が3人となっております。

短期被保険者証の交付につきましては、沖縄県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱におきまして、納付相談及び納付指導の機会を増やすことにより、被保険者との信頼関係を築き、未納額の解消につながる取組がスムーズに行えることや、2か月に1回の年金受給月に合わせた納付計画がしやすいなど納付の促進を図ることを目的に、「短期被保険者証の有効期限は原則2か月とし、納付相談の結果、必要に応じ、別の有効期限を定めることができるものとする」と規定しております。

広域連合としましては、市町村と連携し、被保険者の納付履行状況や相談内容によって総合的に判断し、短期被保険者証の有効期限については柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、(2)の③差し押えの状況についてお答えい

たします。

令和元年度における差し押えの状況につきましては、3市3町で17件の差し押えを行っており、預貯金が15件、不動産が1件、その他1件となっております、差し押えの合計額は370万4,096円となっております。

○議長(比嘉武宏)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

瀬長議員の御質問3. 令和元年度の特別会計歳出決算についての(1)1款1項1目、一般管理費の13節、委託料について、①どのような内容の業務を委託しているかにお答えします。

電算システム保守委託料は、国民健康保険中央会が提供する電算処理システムの保守管理業務となっております。

カスタマイズ委託料は、国民健康保険中央会が提供する電算処理システムの元号改正に伴うシステム改修委託料です。

中間サーバー接続等運用保守委託料は、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で設置、運営する医療保険者向け中間サーバーへの接続、運用及び保守管理委託業務となっております。

次に、②委託契約はどのような入札方法でなされているかについてお答えします。

電算システム保守委託料は、プロポーザルによる随意契約です。

カスタマイズ委託料及び中間サーバー接続等運用保守委託料は、その性質が競争入札に適しないことから随意契約となっております。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてから再質問を行いたいと思います。

具体的な事業内容は、資料にもあるのでわかるのですが、その中で「通いの場への積極的な関与」という言葉がよく出てくるのですが、この通いの場というのをどのような場所、機会なのかを想定しているのか質問いたします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

通いの場等の定義でございますが、まず初めに介護予防との一体的な取組の実施でございますので、当初は介護保険法における地域支援事業で実施をしておりまして、介護予防日常生活支援総合の中で行っていた事業ということで、ミニデイサービスでありますとか、そういった対象でございました。

今回のこの一体的な実施における内容としましては、自治体の介護保険担当以外の部局が行うところや、スポーツや生涯学習に関する取組でありますとか、公園や農園を活用した取組などが介護予防につながる取組を行う場所であれば可能というふうに定義が広がっております。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

通いの場というのが何か不明瞭というか、この通いの場に何名の高齢者の方が通っているのか、そういう実態とかも把握しながらの提案なのか。

私のところでは、高齢者はほぼ家から出ないというか、出るとしても病院とか、買物を家族が連れて行くとか、そのような感じの通いというか外出しかないような感じなのですが、75歳以上の高齢者が、そのような通いの場という所に通っているような実態の把握というのはされているのでしょうか。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、ミニデイサービス事業でありますとか、各種公民館等での健康教室等がございます。その中で後期高齢者の方が積極的に参加をしていただくということです。地域のいろいろな施設等で行われる会もですね。そういった形で集会を持っていただいた中に、積極的に参加していただくということでございます。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

(2)令和3年度以降の実施を予定している自治体が23、未定が18とあるのですが、この事業は令和6年までに全市町村に実施をしていくというような取組だと思うんですが、あと4か年ぐらいいかないですよ。その間に全市町村に実施できるような見通しはあるのか、お伺いいたします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えをいたします。

現在、令和5年後までに23市町村が実施を予定しておりまして、18市町村が未定の状態ではございますが、今後、各市町村での取組事例がかなり広がっていくかと思われま。

また、先ほどありましたように、医療従事者の緩和でありますとか、市町村が積極的にこの事業を取り組むに当たっての施策を検討していきながら、令和6年度の全市町村の実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

次の保険料に進みたいと思います。

先ほど所得割率の引き上げによる影響が約5万人とあったのですが、年金だけの収入の方で、この所得割の影響を受ける年金額というのですか、どれぐらいの年金がある人からこの所得割の影響を受けるのかお願いします。

○議長(比嘉武宏)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

年金のみの収入の場合におきましては、年金所得から33万円を控除した所得金額に所得割率を掛けますので、年金所得が33万円以上の方となります。年金収入に換算しますと153万円以上、月にしまして12万7,500円の方に影響が出ることとなります。

対象人数は約6,600人となり、全体の約5%となります。

1人当たりの保険料といたしましては、年間562円の保険料の負担増となり、影響総額は約400万円となっております。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

次、(2)保険料滞納者に対する対応についてですが、先ほど短期証の発行が225名というお答えでしたが、この短期証1か月から2か月、あるいは3か月から4か月という区分の何か基準みたいなものがあるのでしょうか。それをお願いします。

○議長(比嘉武宏)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

短期証の期限につきましては、先ほども述べましたが、原則は2か月となっておりますが、その納付状況や相談状況の内容によって変更をかけており、それについて細かく何か決まりがあるということではございません。

総合的な判断で市町村において対応しております。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

短期証の発行ですが、この発行を受けている方で、年金だけの収入の方が何名いるのかわかりますか。

○議長(比嘉武宏)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

今、私どもの手元の資料におきましては、短期保険証の中で年金所得だけの方々の人数というのは把握してございません。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

次、②なんです、先ほど私の質問は、短期証を発行せずに1年間有効の被保険者証を発行し、納付相談は個別に対応すべきというような質問をしたのですが、それは否定されたのですが、今回

コロナの影響があるとか熱中症の広がり、ニュースとかで見ても、医療機関にかかるのが遅くて死亡されるという事案も見受けられるのですが、高齢者の特性として急に体調を崩す。コロナもあるし、熱中症にも体が対応できない方が多いと。

そのような高齢者の特性から鑑みて、保険証はやっぱり1年間有効。いつ体調が崩れてもすぐ病院に駆けつけられるというような状況にしておかないと、保険証が切れたために病院受診を抑制するとか、そういうようなことも考えられると思うのです。

改めてお伺いしますが、そのような高齢者の特性を鑑みたときに、やっぱり保険証は1年間有効、いつでも体調が悪くなったら病院に駆けつけられるとしたほうがいいのではないかなと、私は思うのです。それが1点。

あと滞納相談ですが、やっぱり個々の生活状況によく注意していかないといけない。生活困窮者に、はい2か月たちましたから保険料払ってくださいとかいうような、何ていうか、高圧的な対応を市町村がしてないと思うのですが、もっと総合的になぜ払えないのか、払うためにどうすればいいのか。福祉の関係とつなぐとか、そういうような横の連携も取りながらの収納対策をすべきであって、一律に、はい次の年金日までには払ってくださいよというような対応をしないほうがいいのではないかなというふうに考えておりますが、改めて1年間有効の保険証の発行ができないのかお伺いいたします。

○議長(比嘉武宏)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、今コロナの状況下におきましては、実際はコロナのほうにつきましては第二類指定感染症に指定されておりますので、基本的に原則自己負担はないというふうになっておりますが、やはり先ほどおっしゃられた熱中症など、病院に行くのを怖がって病院控えが起きる可能性もあるというのは危惧されるところでございます。

ですので、私どもといたしましては、今回コロ

ナウイルス感染症につきましては徴収猶予ですとか減免制度も活用しながら、その内容と、あとは御本人との折衝、内容、それぞれの個別的な状況を総合的に判断して、柔軟に短期証について発行してまいりたいというふうに考えております。

先ほども2か月に一遍に高圧的な、とおっしゃられた内容につきましては、市町村としましてはそういった内容で相談をしているわけではなくて、何か月間に一遍にというのはそれぞれ個別で違いますが、その方々の世帯の状況を知ることもまずはひとつ大事なことになりますので、その辺については個別的な市民との折衝を踏まえながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

次、(2)の③差し押えの状況についてお伺いしたいのですが、預貯金の差し押えが15件あるということがちょっと気になっているのですが、年金であるとか、生活にかかる最低限の費用は差し押えしてはいけないというようなことが法律でもうたわれているのですが、それに抵触しないのか。

よく差し押えを受けている方と相談もしながらの差し押えなのか、お伺いいたします。

○議長(比嘉武宏)

粟國綱志管理課長。

○管理課長(粟國綱志)

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

差し押えは、法的要件を充たしているからといって、画一的に執行しているわけではございません。

まずは、文書や電話等により自主的に納付いただけるよう努めることを基本としており、真に生活に困窮している方の差し押えをするものではございません。

しかしながら、納付する資力がありながら、何度呼びかけても納付相談に応じない、あるいは意図的に納付を免れようとする滞納者がいることも現実でございます。

保険料負担の公平性の観点からも、このような滞納者に対しての差し押えは必要な措置でございますので、御理解のほどよろしくお伺いいたしま

す。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

では、3番の特別会計の管理費についてお伺いしたいと思いますが、額が大きくて、この電算委託。77ページの備考のところを見ていただければわかるのですが、委託料が1億4,000万、そのうち電算システムの保守委託料で1億3,000万、カスタマイズ委託料で1,000万、中間サーバーで500万というように額が大きいのですが、この額をちゃんと精算ができてきているのかなど。積算ですね。適当というか、妥当な保守管理の金額なのかというのは、どの段階でチェックがなされているのかお伺いいたします。

○議長(比嘉武宏)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

ただいまの質問にお答えします。

電算システム保守委託料につきましては、プロポーザル方式を採用する際に予定価格を設定しております。

カスタマイズ委託料、中間サーバーについても、妥当な金額で契約されているものと思います。以上です。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

この契約は何年契約になっているのでしょうか。

○議長(比嘉武宏)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

契約期間は5年となっております。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

次の契約更新のときには、また見直しは行う。やっぱりこれだけの大きな金額ですから、連合としては、なるべく費用軽減の立場からも引き下げの交渉をやるべきではないのかなと思っていますが、それはどのようにお考えですか。

○議長(比嘉武宏)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

今回の契約につきましてという話であります、今回の契約につきましても公募型プロポーザルということで、県内の業者のほうに声かけをしております、プロポーザル実施要領を公告をしております。

あと、ホームページのほうにも掲載をしております、県内の業者につきましてはそれぞれ声かけをして、競争原理が働くような仕組みで契約を行っております。

次回につきましても同じような手法になるかと思えます。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

以上です。

○議長(比嘉武宏)

これをもって、瀬長恒雄議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後0時00分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

次に、前田千尋議員の一般質問を許します。

前田千尋議員、登壇をよろしく願います。

○前田千尋議員

皆さん、こんにちは。那覇市選出の前田千尋です。

発言通告に基づき、質問いたします。

その前に、新型コロナウイルスの感染が世界中で広がる中、私たちは今、多くの不安を抱えながらの生活が続いています。

コロナ感染によりお亡くなりになった方へお悔やみを申し上げますとともに、今つらい症状で本当に頑張っている皆さんが一日も早く改善されるように願っております。そして、医療現場で奮闘する皆さんへ心からの感謝と敬意を表します。

現在、沖縄県は人口10万人当たりの感染率全国一が続いています。命と健康、そして私たち一人

一人の暮らしを守る取組、どのように行っていくのか、政治の力、そして一人一人が力を合わせていくことが大切だと思います。

その中で、ここでもコロナ禍における対応についてしっかりと議論をしていければと思っております。命と健康、暮らしを守る取組をどのように行っていくのか。

まず、1. コロナ禍における対応について伺います。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大における後期高齢者への影響について伺います。

(2) 体調不調の際、医療機関への受診とPCR検査など、早期の対応が感染を拡大させないためにも重要であることは、多くの専門家からも訴えられています。後期高齢者が安心して医療機関を受診することができるための施策が本当に大切です。

そのために、①どのような施策を行っているのか、まず伺います。

②現在の被保険者証の短期証、未更新、留め置き状況について伺います。

(3) 保健事業についてはどうでしょうか。長寿・健康増進事業や歯科健診事業、また訪問もありますが、コロナ禍における対応と今後の取組について伺います。

2. 保険料の徴収について伺います。

(1) 特別徴収と普通徴収の人数と割合についてどうなっていますか。

(2) 保険料の減免と猶予について必要だと思います。対応を伺います。

(3) 保険料の減免や猶予についての周知は本当に重要です。市町村との連携やその対応について伺います。

(4) 軽減特例廃止に伴う県内での影響はどうなっていますでしょうか。お答えください。

(5) 政府が検討している病院窓口での2割負担への引き上げは、後期高齢者にさらなる負担を強いる、後期高齢者の命と暮らしを脅かすものです。

これまでにもこのことに対しては反対の意思を示してまいりました。議会として、また広域連合議会としてどのような見解をお持ちなのか、改めて伺いたいと思います。

3. 職員体制の強化について質問します。

(1)2019年2月議会におきまして、私は職員の増員や業務の割り振りの見直しなど、体制の強化を求めてきた経緯がございました。その後の対応はどうなっていますか伺います。

残りの時間は自席にて再質問、また要望をさせていただきます。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

前田千尋議員の御質問1. コロナ禍における対応について順次お答えします。

(1)新型コロナウイルス感染における後期高齢者への影響についてです。

沖縄県においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出されており、8月12日現在で1,307名が陽性者となっています。そのうち70代以上の高齢者は117名で、全体の8.95%を占めています。

新型コロナウイルスは、特に高齢者をはじめ、心疾患など基礎疾患をお持ちの方が感染した場合、重症化する率が高いと言われており、また、感染防止対策として、高齢者の方が自宅にこもる時間が長くなることにより、孤独化や生活の不活発化が進み、心的、身体的虚弱いわゆるフレイル状態になりやすいと言われております。

続いて、(2)の①どのような施策を行っているのかについてお答えします。

早期の対応としてPCR検査の必要性が言われていますが、当該検査や医療機関での受診については、国・県の主導により実施しているところです。

広域連合が実施している施策としては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染した後期高齢者等に対する傷病手当の給付や、前年に比較して所得が大きく減った場合の保険料減免の適用措置などがあります。

続いて、(3)保健事業についてお答えします。

現在、沖縄県の状況は、緊急事態宣言を発出するなど大変厳しい状況にあります。

当広域連合としては、令和2年5月26日に国が発出した緊急事態宣言解除に伴う各種健診等の実施についての通知により、地域における感染の状

況や感染拡大の防止策の対応状況等を踏まえて、健診等の実施方法や時期を判断しています。

長寿健診においては、市町村の実施状況の把握や沖縄県医師会との連携、歯科健診においては沖縄県歯科医師会と協議、調整の上、延期等の対応を予定しております。

今後の事業の実施については、感染拡大の状況を勘案し、関係機関と調整の上、慎重に取り組む予定であります。

○議長(比嘉武宏)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

前田議員御質問1の(2)の②被保険者証の短期証、未更新、留め置き状況についてお答えいたします。

短期被保険者証の交付件数は225件で、前年度と比較して22件の増となっております。

期限切れで保険証を更新していない未更新は88件で、前年度と比較して6件の減となっております。

また、居所不明等で保険証を交付できずにいる留め置きにつきましては26件、前年度と比較して11件の減となっております。

次に、質問事項2. 保険料の徴収について問うの(1)特別徴収と普通徴収の人数と割合についてお答えいたします。

特別徴収につきましては、特別徴収と普通徴収の両方の対象であった併徴者を含めて13万1,952人で、全体に占める割合は73.2%、普通徴収につきましては同じく併徴者を含めて4万8,249人、全体に占める割合は26.8%となっております。

次に、(2)と(3)につきまして一括でお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の取扱いにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第111条の規定に基づき条例で定めるところにより、保険者の判断で保険料の徴収猶予を行うことが可能とされていることから、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条の規定に基づき、各市町村において適切に対応しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により

収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免につきましては、各広域連合が条例等により実施するとされており、6月24日に新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県後期高齢者医療保険料の減免に関する取扱要綱を策定し、2月1日から適用となっております。

減免等の周知方法につきましては、広域連合及び各市町村のホームページ等への掲載と7月上旬に全被保険者にリーフレットを配布しており、各市町村が申請窓口となっております。

7月末現在、市町村から広域連合へ提出された申請件数は16件となっております。

次に、(4)軽減特例廃止に伴う県内での影響につきましてお答えいたします。

後期高齢者の保険料軽減特例につきましては、世代間の負担の公平性を図る観点などから、令和元年度から令和3年度にかけて段階的に見直しが行われているもので、令和2年度につきましては、均等割に係る軽減特例が8割軽減から7割軽減、8.5割軽減が7.75割軽減に見直されております。

この見直しにより、4万1,525人の方の保険料が年額9,688円から1万4,532円となり、3万2,810人の方の保険料が年額7,266円から1万899円となっております。

次に、(5)についてお答えいたします。

国は、6月の全世代型社会保障検討会議において、一定所得以上の後期高齢者への医療費窓口負担の2割負担導入について7月末で取りまとめるとしていたが、最終報告を新型コロナ対応下で重要議題を議論することが難しいことから、年末の最終報告において取りまとめるとしております。

当広域連合におきましては、被保険者のうち約半数近くが非課税世帯となっていることから、窓口での負担割合の見直しにつきましては、慎重に検討していただきたいと考えているところでございます。

○議長(比嘉武宏)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

前田議員の3.職員体制の強化について。

2019年2月議会において、職員の増員や業務の割り振りの見直しなど体制の強化を求めてきた、

についてお答えします。

令和元年度まで、定員30名に対し27名の職員体制で業務を行っていましたが、今年度より新たに1名の職員派遣を受け、事業課に配置し体制の強化を図っております。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

それでは再質問を幾つか行って、あと要望もしたいと思います。

コロナ禍における対応について様々な対応が必要かと思いますが、まず県内の状況の中で本当に後期高齢者、また基礎疾患を持っている皆さんがコロナに感染した場合、重症化するというのが現実的に起こっています。ぜひとも高齢者の皆さんが安心して医療にかかる体制をすぐにつくべきだと思っています。

その中で1つ質問したいと思いますが、この間、私この議会に陳情も出したことがあります。沖縄県社会保障推進協議会の皆さん、また医療現場の皆さんからも意見交換をしまいいりました。保険証を交付することこそが命を守ることで、現場の皆さんはおっしゃっていました。

コロナ禍の中で医療を受けること、保険証がないから今行けないとか、そんなちゅうちょすることはあってはならないと思います。

そういった中で、ぜひとも検討していただきたいのは、再質問ですけれども、未更新の方が5月31日以前ですけれども、88名いらっしゃるのことがわかっております。

こうした皆さんへの保険証の発行が必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長(比嘉武宏)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

前田議員の再質問にお答えいたします。

市町村のほうは未更新者に対して、短期被保険者証の更新を促すための努力を行っているところではございますが、なかなか被保険者との接触ができず、相談にまで至らない状況もございます。

昨今のコロナ禍の現状において、保険証未更新による高齢者の病院の受診控えが危惧されること

から、未更新の解消に向け市町村と連携して取り組んでまいりたいと思います。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ぜひ検討していただきたいのですね。

市町村と連携すると今お答えありましたけれども、その内容の検討としては、やはり今さらにコロナ禍の中で訪問して、その未更新の世帯の状況がわかるというのはなかなか難しいですよ。きっと未更新である方は電話が繋がらないなど、いろいろな状況も考えられると思うのです。

ですので、こうした中では、那覇市とも意見交換したことあるのですけれども、国保証等、後期高齢未更新はどのような状況かわかるのかといったら、なかなか把握が難しいと言っていました。

難しいということは、もしかしたら本当に短期証の対象である生活が苦しかったり、いろいろな立場があるかもしれません。今こうした中で、やはり急がられるのは、保険証を持つということの命を守っているのだということだと思ふのです。

ぜひコロナ禍だけではなくて、この制度の在り方そのものが今問われていると思うのですが、ぜひとも市町村と連携して、まず検討をお願いしたいと思います。これは強く要望してまいりますので、よろしくをお願いします。

先ほど瀬長恒雄議員からも短期証について質問がありました。私、今回質問をしていませんけれども、これまでも短期証2か月という方針はもっと延ばしてほしいという要望もしてまいりました。

議員の中からこうした要望があるので、市町村任せにせず、県の広域連合の方針として2か月をさらに延ばしていく。それがやっぱり求められているのではないかなと思ふましたので、ぜひその意見も踏まえて、保険証の発行についてはさらなる思いをくんでいただきたいと思ふます。

連日の暑さの中でコロナの感染症だけではなく、本日も本当にカンカン照りで暑いわけですが、熱中症の重症化、今後はインフルエンザの影響も伴ってくると思ふます。未更新者の全ての方に保険証を発行することを、ぜひとも検討し

ていただき、実現していただきたいと思ふます。

ちょっと事例は違いますが、国保のところこの制度はつながっていると思ふますので、横浜などでは国保ではありますが、短期証も未更新者にも全ての被保険者に保険証の発行を行った。ここだけではなくてほかの自治体もございます。ああいった大きなところがなぜそういった方針ができたのかというのは、やはり保険証を届けることが一番の命を守り、暮らしを守る。そういった観点だと思ふのです。

今、この制度の改善ですので、ぜひ連合長会議の中でも検討もしていただきながら、改善も求めていきたいと思ふますので、よろしくをお願いします。

保険料について再質問させていただきたいと思ふます。

この議会は半年に一度ですけれども、しつこいぐらいすみません。毎回毎回連合長に改めて見解も行ってまいりましたけれども、今コロナ禍において、改めて後期高齢者の皆さんに負担を強いるような、このようなやり方は絶対に許されないと思ふています。

連合長会議での申し出も毎年政府へ行っていることは大変評価しておりますが、それを何としても実現していただきたいと思ふます。この状況下の中での申し入れについてどのようにお考えなのか、お願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午後0時19分 休憩)

(午後0時20分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

前田議員にお答えを申し上げます。

軽減特例措置についての継続ということで通告は受けているわけですが、先ほど保険料、短期証等とも含めて、各市町村がフェイストゥフェイスで保険者と向き合っておりますので、そういったことにつきましては、我々後期高齢者の制度を運用する側としても、各市町村の実情にも

配慮しながら連携を深めて、医療サービスの空白が生まれないように努めてまいりたいと思っているとごぞいます。

それから、軽減特例の継続につきましては、冒頭の私の行政報告の中でも申し上げましたが、去る8月6日に全国広域連合協議会から書面決議によりまして、厚生労働大臣に要望書を提出したところごぞいます。

このように、再三、国に要請を行ってきたところでありすけれども、世代間の公平性や制度の持続性確保が重要との観点から、国におかれましては軽減特例の見直しを段階的に実施することとしております。

後期高齢者の窓口負担の在り方についても、また団塊世代が後期高齢者入りするまでには検討するとなっているところごぞいます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度開始から13年目を迎えております。健全な制度運営に努めてまいりましたけれども、2025年には団塊の世代が全て75歳以上となります。超高齢社会を迎えることから、医療費は引き続き増加していくものと見込まれており、今後の制度運営が極めて厳しくなっていくものと予測しているところごぞいます。

これまでも、国に対しては、全国後期高齢者医療広域連合の協議会を通して様々な要請を行ってきたところごぞいますが、昨今のコロナ禍におきまして命を守ることを最も優先されるべきこととあります。

高齢者が安心して必要な医療を受ける機会が確保されますように、引き続き、低所得高齢者の負担の在り方、そして後期高齢者医療制度が持続可能で、安定した保険財政運営が可能となりますように、国に求めていきたいと思っております。

前田議員には、御理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

連合長、連合長会議の中で申し入れをしていることを改めて評価しておりますし、引き続き後期高齢者への負担が絶対に起こらないように実現を

お願いしていただきたいと思っております。

最後に、職員体制について再質問いたします。

今年度より1名の増員できたこと、よかったなと評価している限りごぞいます。定数は30名です、まだ2名の増員ができますね。

このコロナ禍の中で私ウェブ会議とか、今後、ここの議場に来られない離島の皆さんなどに対してのそうした議会の在り方についてというのは検討が始まる、全国的にも始まると思うんですけども、そういった中で専門の職員の配置など、残りの定数も考えていただきながら、市町村の協力も得ながら、ぜひこの後期高齢議会の中で奮闘されている職員の皆さんが働きやすい環境を進めることが必要だと考えています。ぜひ引き続き考えていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長(比嘉武宏)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

前田議員の再質問にお答えします。

職員増については、構成市町村においても厳しい人員体制であること、市町村からの共通経費負担金の増額にもなることから、構成市町村への説明と御理解を得る必要があります。

広域連合といたしましては、事務の改善を行い、業務量も見ながら、事務局の体制の強化を図ってまいりたいと思っております。

○議長(比嘉武宏)

これをもって、前田千尋議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了しました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第12、これより討論・採決を行います。

○議長(比嘉武宏)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

これより承認第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第10号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第10号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

次に、認定第1号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

これより認定第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、認定第2号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(比嘉武宏)

これより認定第2号について採決いたします。

(「議長、休憩お願いします」と言う者あり)

休憩いたします。

(午後0時28分 休憩)

(瀬長恒雄議員・前田千尋議員退場)

(午後0時28分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

休憩いたします。

(午後0時29分 休憩)

(瀬長恒雄議員・前田千尋議員入場)

(午後0時29分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

議案第11号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第11号について採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第12号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第12号について採決します。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定に

より、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中継続審査の申し出があります。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(比嘉武宏)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長(比嘉武宏)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(比嘉武宏)

これで、令和2年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後0時32分 閉会)